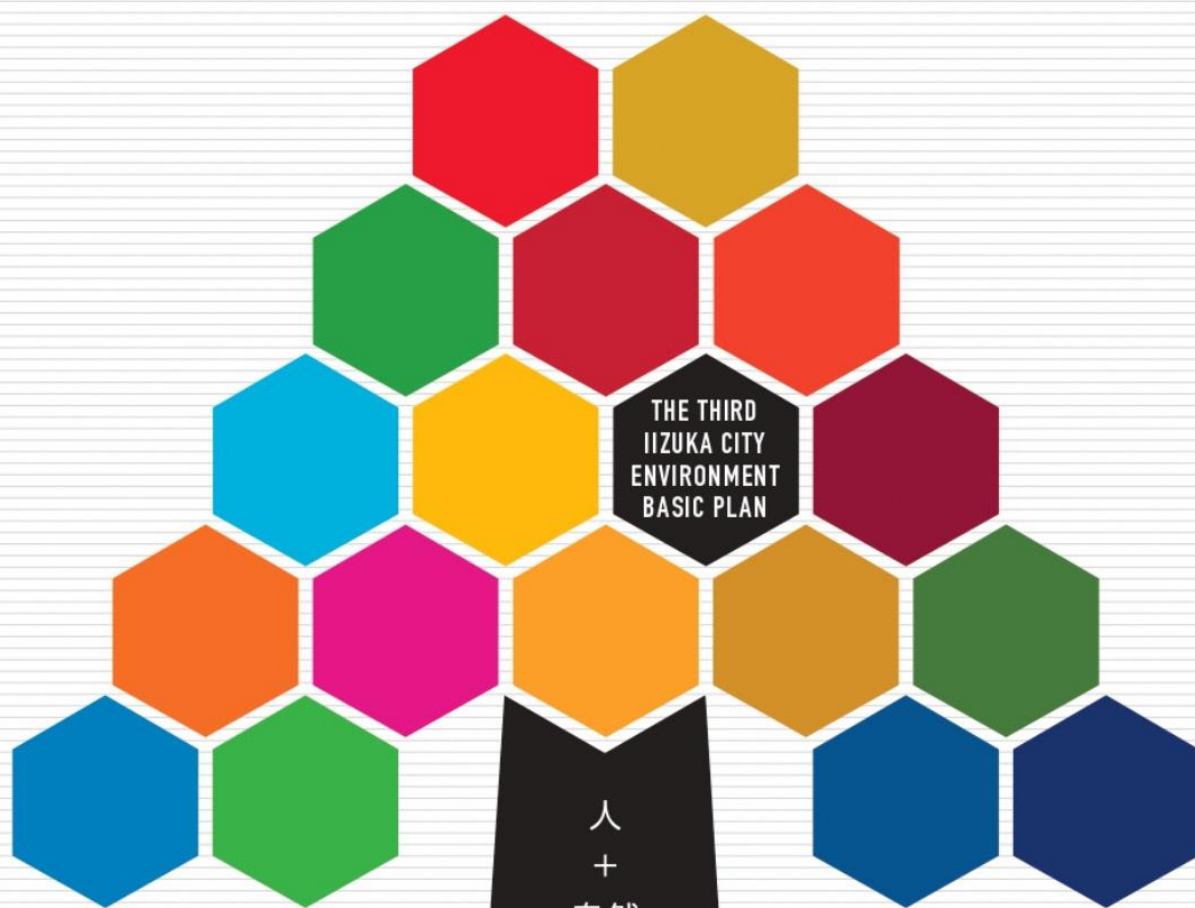


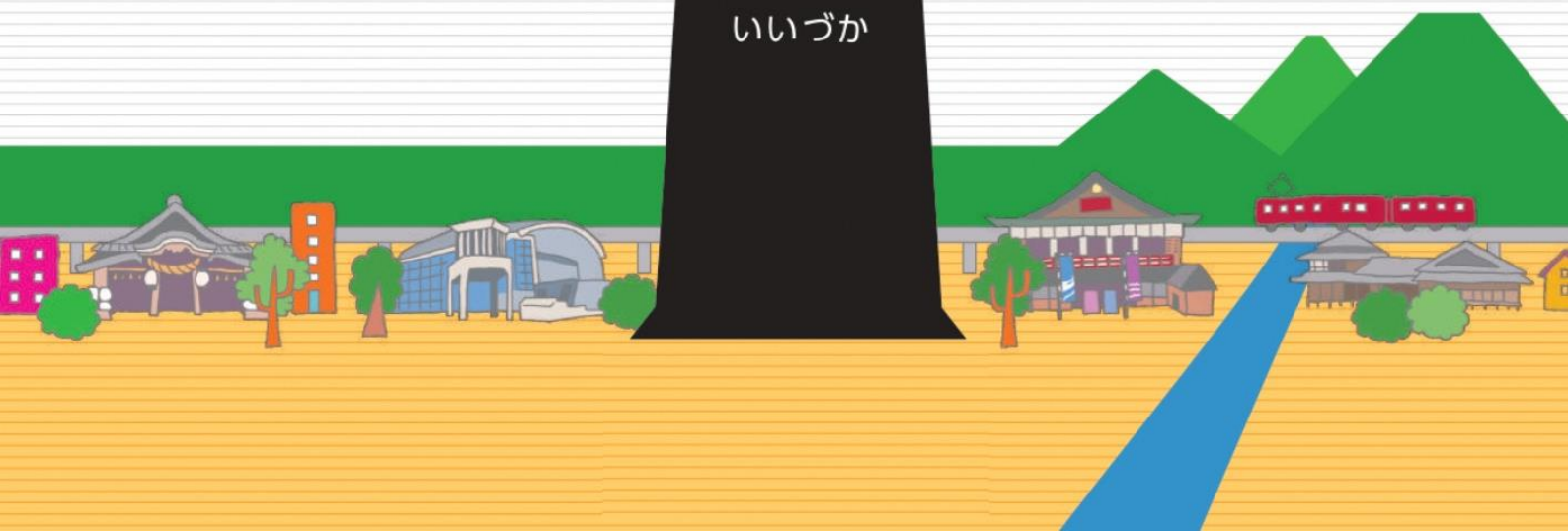
第3次飯塚市環境基本計画 (地球温暖化対策実行計画【区域施策編】)

令和5年度 年次報告書



人
+
自然
+
やさしいまち
||
いいづか

THE THIRD
IIZUKA CITY
ENVIRONMENT
BASIC PLAN



- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 1. 計画策定の背景と主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 2. 計画の推進体制・進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 3. 目指すべき将来像と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- 基本目標ごとの進捗・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 基本目標Ⅰ：『豊かな自然と人が共生する環境をつくる』・・・ 6
 - 基本目標Ⅱ：『うるおいのある快適な生活環境をつくる』・・・ 10
 - 基本目標Ⅲ：『循環型社会・脱炭素社会を実現する』・・・・・・ 16

- （地球温暖化対策実行計画・区域施策編）

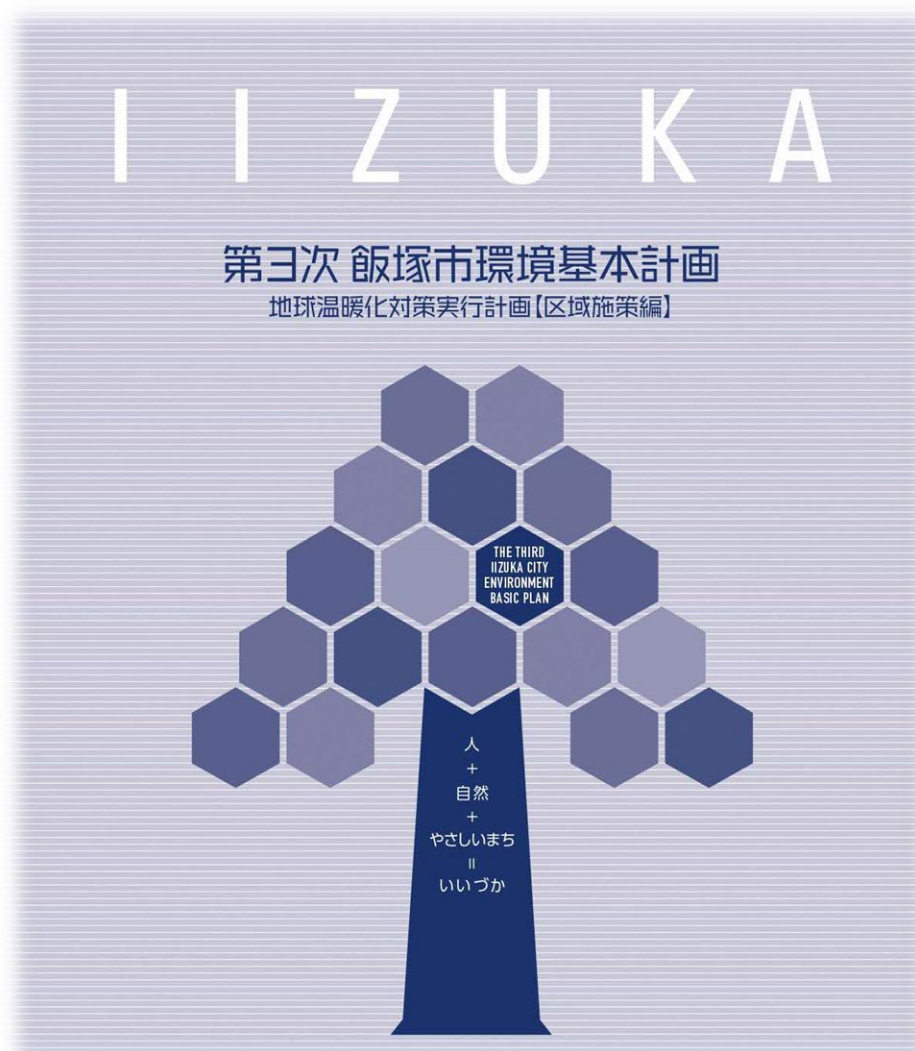
- 重点施策：『教育・協働・連携の推進』・・・・・・・・・・・・ 20

-はじめに-

飯塚市では、飯塚市環境基本条例（平成18年3月26日 飯塚市条例第162号）に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として、「飯塚市環境基本計画」を定めています。

令和4年3月に策定した「第3次飯塚市環境基本計画」では、目指すべき将来像「人+自然+やさしいまち=いいづか」の実現と同時に「持続可能な開発目標（SDGs）」の17のゴール達成を目指して、取組を進めています。

この年次報告書は、令和4年度における飯塚市の環境施策の実施状況や市内の環境の現状について、飯塚市環境基本条例第12条に基づき作成し、公表するものです。



1. 計画策定の背景と主旨

本市においては、2012(平成24)年3月に策定された「第2次飯塚市環境基本計画」の計画期間終了に伴い、2015(平成27)年12月に採択された「パリ協定」や、国の「第五次環境基本計画」(2018(平成30)年)、「地球温暖化対策計画」(2021(令和3)年改定)、また2015(平成27)年9月に国連加盟国において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」など、前計画の期間中に生じた様々な社会情勢の変化に対応するため、2022(令和4)年3月に「第3次飯塚市環境基本計画」を策定しました。

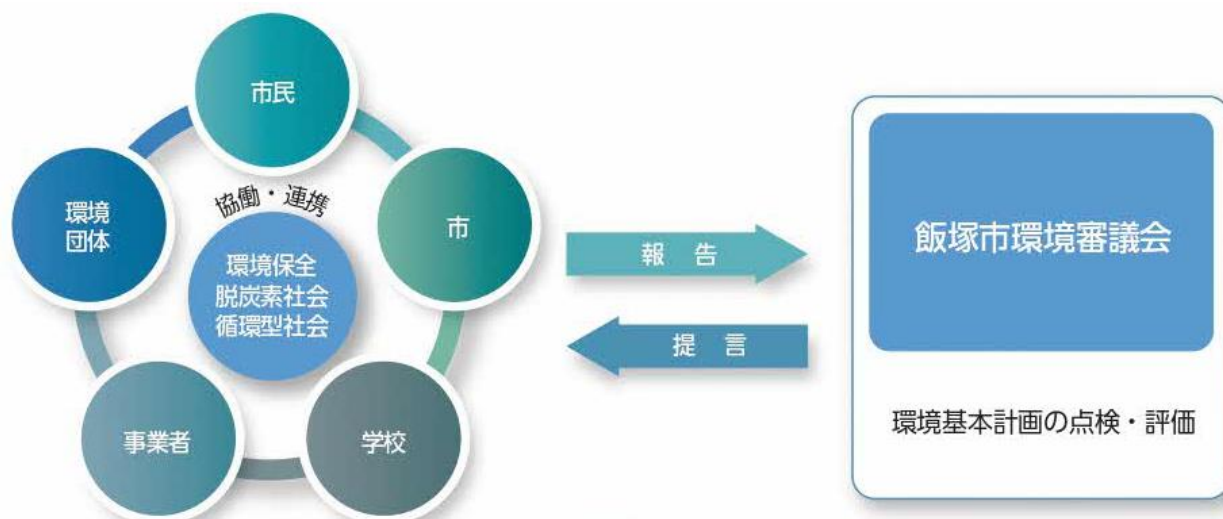
本計画は、「第2次飯塚市総合計画」を上位計画とするほか、国や県、本市の各種法制度・計画との整合・連携を図りながら、効果的・効率的に施策を勧めます。



2. 計画の推進体制・進捗管理

本計画の施策を着実に実行し、目標を達成するため、市民・事業者等がそれぞれの役割を果たすとともに、各主体のパートナーシップによって取組を進めます。

施策の進捗については、学識経験者・市民などで構成する「飯塚市環境審議会」において点検・評価を行い、新規施策や改善すべき事項について提言を行います。



3. 目指すべき将来像と基本目標






本計画の目指すべき将来像は、前計画に掲げていた「人＋自然＋やさしいまち＝いいづか」を引き継ぎ、将来像実現に向けた取組を進めます。

飯塚市の目指すべき将来像

「人＋自然＋やさしいまち＝いいづか」

この将来像実現のために、下記の3つの基本目標と、基本目標の実現に向けた横断的取組としての重点施策を定めます。

また、2015(平成27)年9月に国連加盟国において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」(SDGs)の17のゴールと基本目標・施策方針を関連づけて定め、本計画の推進と同時に、SDGsの達成に向けて取組を進めます。

基本目標Ⅰ	豊かな自然と人が共生する環境をつくる	   
基本目標Ⅱ	うるおいのある 快適な生活環境をつくる	    
基本目標Ⅲ	循環型社会・脱炭素社会を実現する (地球温暖化対策実行計画・区域施策編)	   
重点施策	基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実現に向けた横断的取組 「教育・協働・連携の推進」	  

基本目標 I

豊かな自然と人が共生する環境をつくる

施策方針

1

森林や水源の保全

●現状と課題

豊かな森林には降雨を蓄える水源涵養機能や土砂流出防止機能がありますが、適切に整備されずに荒廃した森林からは、これらの機能が失われ、豪雨時の土砂災害を引き起こす可能性があります。

自然環境の保全のみならず、防災・減災のためにも、森林の適切な維持・保全が必要です。

●主な取組内容

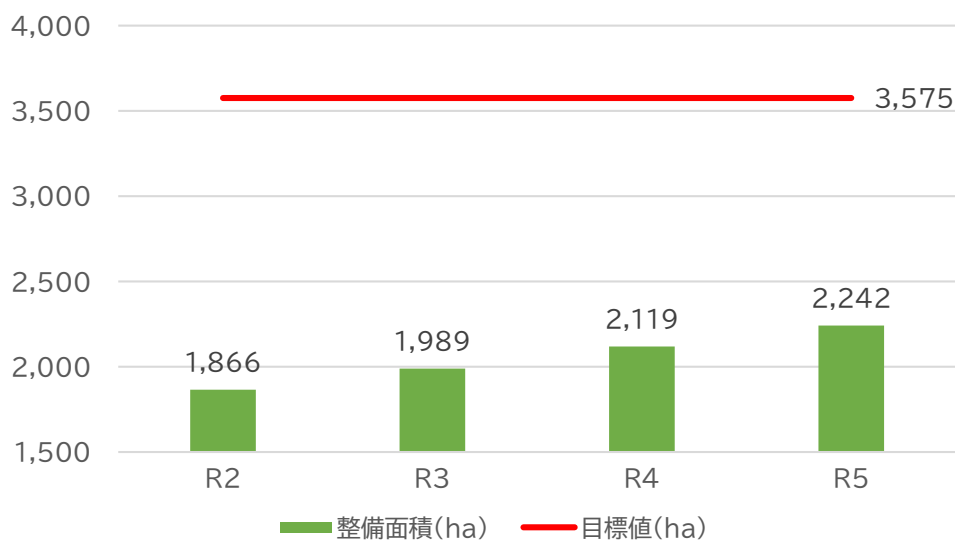
取組の方向性	事業内容	令和5年度実施内容
適正な森林整備による水源涵養機能、二酸化炭素吸収機能の維持・向上	荒廃森林の整備	
	福岡県森林環境税基金を活用し、公益的機能が発揮できなくなる恐れのある人工林で間伐等を実施し、荒廃森林の整備を実施します。	森林保有者との協定締結、補助金確保により、約123haの荒廃森林整備を実施することが出来ました。
里山の保全	竹粉碎機の貸出による放置竹林伐採の促進	
	里山の荒廃や放置竹林面積の増加などの地域課題解決のため、市民・団体に竹粉碎機を貸し出して活動支援を行うことで、里山林保全、竹林整備を推進します。	17件の竹粉碎機の貸出を行い、約0.02haの放置竹林の伐採を行いました。昨年度に比べ、貸出件数が伸びず、伐採面積が少なかったことから、積極的な呼びかけを行っていく必要があります。
保安林の整備による自然災害の防災・減災	市有保安林の整備	
	水源涵養機能、災害防止等の機能を果たせるよう、市有保安林の適切な維持管理を行います。	2.0haの生活環境保全林の管理を行いました。



●評価指標の進捗状況

評価指標	基準値 (令和2年度値)	現状値 (令和5年度値)	目標値
荒廃森林の整備面積	1,866ha	2,242ha	3,575ha

荒廃森林の整備面積



福岡県森林環境税基金からの交付金を活用し、公益的機能が発揮できなくなる恐れのある人工林で間伐等を実施し、長期的に公益的機能が発揮できる森林を目指して、整備を行っています。

令和5年度においては、約123haの森林整備を行いました。

基本目標 I

豊かな自然と人が共生する環境をつくる

施策方針

2

生物多様性の保全

●現状と課題

生物多様性には、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルがあり、全ての生物の存続の基盤となっています。

生物多様性の保全に向けては、外来生物法などの正しい知識を身につけ、希少野生動植物や在来種の生育・生息域の保全や外来種対策を推進していくことが必要です。

●主な取組内容

取組の方向性	事業内容	令和5年度実施内容	
希少動植物、在来種の保護・保全	市報等の媒体により、特定外来生物や外来生物法についての情報発信を行い、正しい知識の会得による生態系保全を推進します。	生態系保全に関する情報発信	
外来生物の拡大防止		市ホームページにおいて、外来生物についての注意喚起を引き続き行ったほか、新たに特定外来生物に指定された外来カミキリムシ類についての情報提供を行いました。また、市内で「セアカゴケグモ」が発見された事案に対し、活動期間中の防除作業を行いました。	
自然とふれあえる場の創出・確保	自然体験プログラムを開催し、参加者に自然と触れ合う機会を提供します。(年間22回開催予定)	自然観察会の開催	
		自然体験プログラムを19回開催し、185名の市民が参加しました。(悪天候等の理由により、3回開催中止)	

市ホームページにおいて、新たに特定外来生物に指定された「カミキリムシ類」についての情報掲載を行いました。農地、森林等の樹木への加害による自然景観や生態系への悪影響について注意喚起することで、生態系の保全に対する啓発を行いました。





飯塚市自然体験プログラム「いいねん！」

飯塚市では毎年、主に小学生とその親世代を対象とした、「飯塚市自然体験プログラム『いいねん！』」、未就学児を対象とした「おさんぽいいねん！」を開催しています。自然と触れ合う機会の提供を行い、自然を大切にする心を育みます。



また、体験プログラムの一つとして、自然遊びをテーマとしたワークショップも行っています。



基本目標Ⅱ

うるおいのある快適な生活環境をつくる

施策方針

1

河川などの水質改善

●現状と課題

飯塚市のほぼ全域に支流河川が流れており、山間部・市街地を經由して遠賀川・穂波川に合流し、海へと流下していきます。

河川の水質調査では、BOD(生物化学的酸素要求量)の数値が高い地点も見受けられ、河川の汚濁防止・水質改善のため、公共下水道への接続や、浄化槽の設置を促進していくことが必要です。

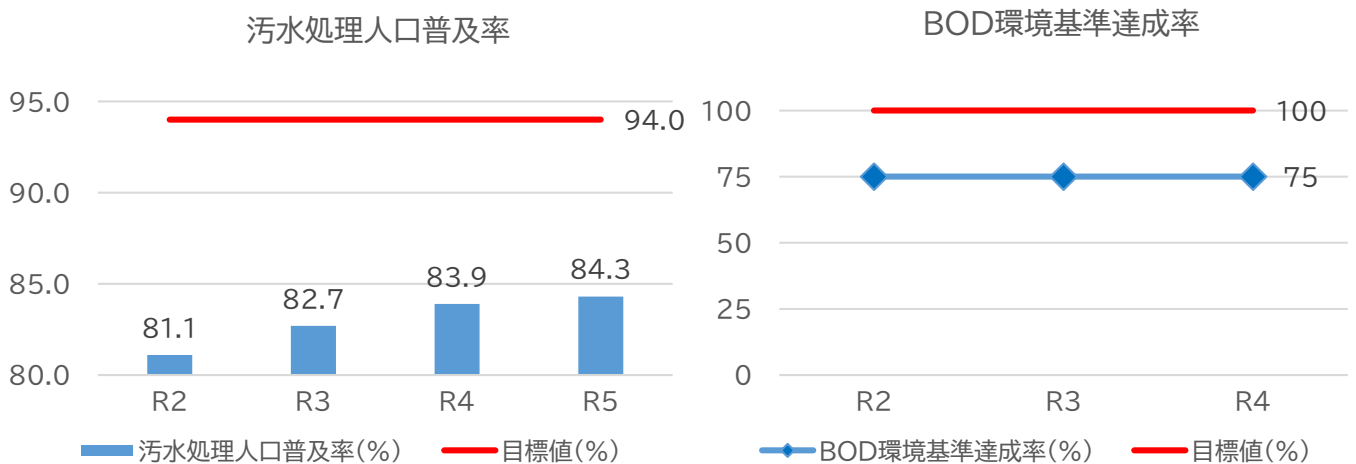
●主な取組内容

取組の方向性	事業内容	令和5年度実施内容
汚水処理人口普及率の向上	公共下水道の整備	
	下水道事業計画区域における、公共下水道の整備を進めます。	事業計画面積の約84.3%の整備が完了し、公共用水域の水質保全に寄与しました。
	浄化槽設置整備事業補助金の交付	
	住宅用小型合併浄化槽の設置に対し、補助金を交付します。	215基の浄化槽設置工事に対して補助金を交付し、汚水処理人口普及率の向上に貢献しました。
水質の監視、水質改善の啓発活動の推進	廃食用油回収事業の推進	
	家庭排水による河川の水質汚濁防止のため、市役所本庁舎・各支所・交流センター等に廃食用油回収ボックスを設置し、各家庭から出る廃食用油の回収事業を実施します。	市役所本庁舎・各支所・交流センター等において、計15台の廃食用油回収ボックスを設置しており、3,610Lの廃食用油を回収しました。



●評価指標の進捗状況

評価指標	基準値 (令和2年度値)	現状値 (令和5年度値)	目標値
污水处理人口普及率	81.1%	84.3%	94.0%
BOD環境基準達成力所数/ 調査力所数×100	75.0%	75.0% (※R4)	100.0%



飯塚市污水处理構想に基づき、公共下水道事業計画区域においては下水道整備を進め、計画区域外においては合併浄化槽の設置促進等を実施し、污水处理人口の普及に努めています。

令和5年度における污水处理人口普及率は84.3%でした。

また、令和4年度の遠賀川2地点(川島・鶴三緒)、穂波川2地点(東町橋・天道橋)における水質調査の結果、川島、鶴三緒、東町橋の3地点ではBOD環境基準(3.0mg/L以下)を達成していますが、天道橋においては、BOD環境基準(2.0mg/L以下)を上回っていました。

今後も、継続的な水質の監視、水質改善のための取組が必要です。

基本目標Ⅱ

うるおいのある快適な生活環境をつくる

施策方針

2

環境美化活動の推進

●現状と課題

市街地や河川敷などで、ごみのポイ捨てやペットの糞害などが多くみられます。

市民アンケート等においても、ごみに関するマナー・モラルについて市民の不満度が非常に高く、マナー・モラルについての意識改革、市内の環境美化は市民にとって大きな課題となっています。

●主な取組内容

取組の方向性	事業内容	令和5年度実施内容
まちなか美化活動の推進	ボランティア袋の交付	
	市内の公共の道路や、その他公共の場所の清掃を行うためのボランティア袋を交付し、市民によるボランティア清掃活動を促進します。	8,285枚のボランティア袋を配付により、6,419名がボランティア清掃を行い、清潔で快適な生活環境の維持に貢献しました。
生活マナーの向上(ポイ捨て、ペットの糞害防止)	生活環境の保全に関する条例に基づく指導	
	環境問題に関するさまざまな苦情に対し、現地調査等を行い、関係者に対して改善指導等を行います。	環境問題に関する342件の苦情申立を受け、現地調査・改善指導等を行いました。
不法投棄の防止	環境パトロール等の実施	
	清潔な生活環境保持のために、環境パトロールの実施や、不法投棄物の回収、啓発看板等の設置作業を行います。	旧飯塚地区において204日間、旧4町(穎田・庄内・穂波・筑穂)地区においては287日間の環境パトロールを実施し、良好な生活環境の保全に努めました。

11 住み続けられる
まちづくりを12 つくる責任
つかう責任17 パートナーシップで
目標を達成しよう

地域における環境美化活動

飯塚市においては、食品・飲料の容器やタバコのポイ捨てなど、ごみの不法投棄がまちの景観を損なっていることを問題視する声が、市民から多くあがっています。

ごみに関するマナー・モラルの改善には、まちの美化活動を継続して行うことが必要不可欠であることから、飯塚市では地域で清掃活動を行う方々へのボランティア袋の交付のほか、職員による一斉清掃を毎年行っています。



また、毎年、市民・企業・団体の方々に多数ご参加いただき実施している、遠賀川河川敷の一斉清掃活動『I LOVE 遠賀川』については、天候不順のため中止となりました。

基本目標Ⅱ

うるおいのある快適な生活環境をつくる

施策方針

3

公害対策の徹底

●現状と課題

飯塚市における公害発生状況をみると、近年では大気汚染に関する苦情が最も多くなっています。

これらの公害については、監視・指導を徹底し、発生を抑止に努め、適切な対策を講じることが求められます。

●主な取組内容

取組の方向性	事業内容	令和5年度実施内容
公害対策の徹底	事業活動等の監視による公害の防止	
	特定施設の設置及び特定建設作業の実施届出の審査を行い、騒音・振動の公害発生のおそれのある事業活動の監視を行います。 また、遠賀川水系の水質検査を実施し、水質汚濁の発生源の監視を行っています。	遠賀川水系の水質検査(39地点)を2回/年(9月・2月)に実施したほか、特定施設の設置及び特定建設作業の実施届出の審査を56件実施しました。



飯塚市において最も多く報告されている公害は、野外科焼却(野焼き)です。

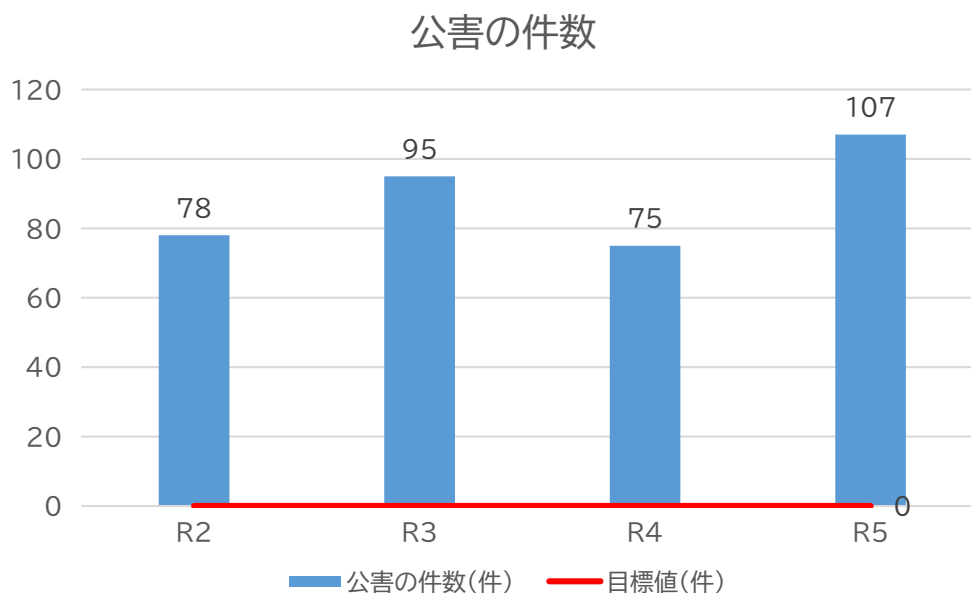
野外科焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されている行為ですが、このことを知らない市民も多くいます。

公害発生予防策として、野外科焼却が法律に基づいて禁止されている行為であることを、隣組回覧を用いて周知を行っています。



●評価指標の進捗状況

評価指標	基準値 (令和元年度値)	現状値 (令和5年度値)	目標値
公害の件数	57件	107件	0件



市民から寄せられる公害苦情は、健康や生活環境への相談と行政に対する要望という側面を併せ持っており、市民の公害に対する関心度合い、公害被害の現状を反映していると言えます。

令和5年度における公害件数は107件となっており、ここ数年と比較して増加した結果となりました。

公害の件数の減少には、発生時の指導の徹底はもちろんのこと、周知・啓発による未然防止が必要不可欠であり、発信を継続していきます。

基本目標Ⅲ

循環型社会・脱炭素社会を実現する
(地球温暖化対策実行計画・区域施策編)

施策方針

1

4Rの推進

(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)

●現状と課題

ごみの収集運搬、焼却、埋立などの処理過程を通して、環境への負荷がかかっています。

飯塚市におけるごみの総排出量、1人1日あたりのごみ排出量については、令和元年度をピークに減少傾向にあります。今後も、廃棄物自体の減量に加え、再利用、再資源化の促進が必要です。

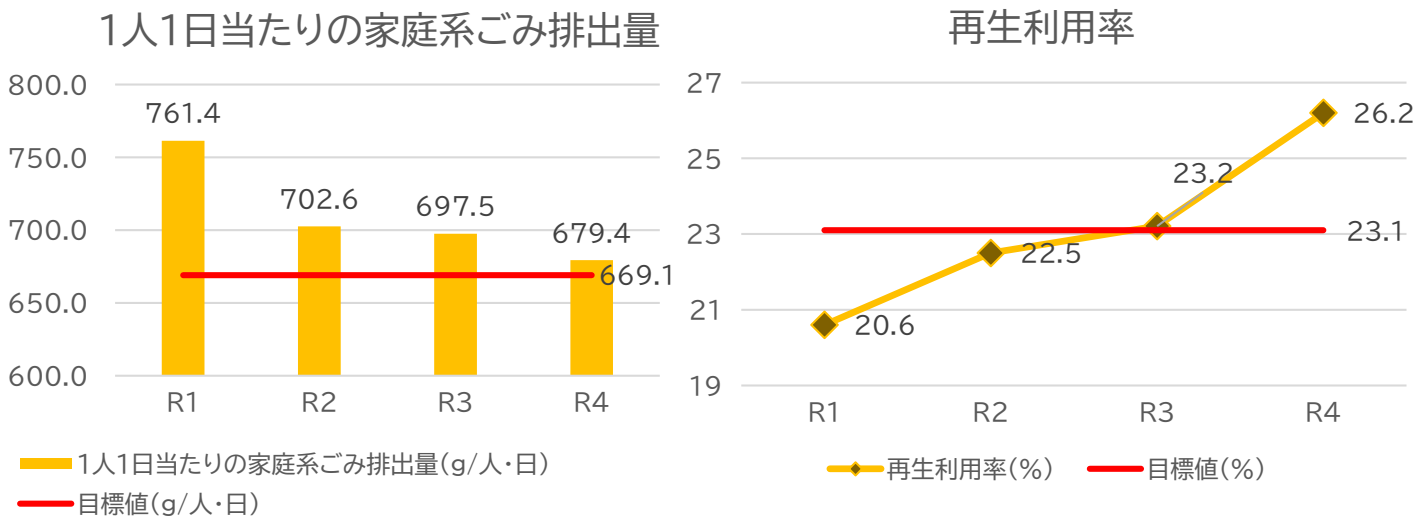
●主な取組内容

取組の方向性	事業内容	令和5年度実施内容
ごみ発生の抑制(断る、減らす)	生ごみ処理機に関する普及・啓発	
	生ごみ処理機「生ごみキエーロ」の作成教室を開催し、各世帯における生ごみ処理機の普及を図ります。	「生ごみキエーロ」作成教室を6回/年開催し、計38名の市民が参加しました。
再利用・再資源化の推進	資源回収団体奨励補助金の交付	
	資源回収団体に対し、回収量に応じた補助金交付を行い、ごみの減量化及び資源化を推進するとともに、市民の環境保全に対する意識高揚を図ります。	2年以上活動を行っていない団体への活動再開の案内や、市報・ホームページによる広報の結果、1団体が活動を再開、新たに6団体が資源回収活動を開始しました。
	フリーマーケット等の開催による再利用の促進	
	エコ工房まつりにおいてフリーマーケットを開催するほか、定期的に子ども服交換会等の再利用を促進する事業を実施します。	11月に開催したエコ工房まつりにおいて、34組のフリーマーケット出店、昨年度を上回る555名の来場者を得ました。また、子ども服交換会を18回実施し、91名の参加者を得ています。



●評価指標の進捗状況

評価指標	基準値 (平成30年度値)	現状値 (令和4年度値)	目標値
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	686.3g/人・日	679.4g/人・日	669.1g/人・日
再生利用率	22.6%	26.2%	23.1%



ごみの収集運搬・焼却・埋立といった、ごみの処理過程において、燃料の消費等に伴い、温室効果ガスが排出されており、ごみ排出量の削減、リユース・リサイクルの促進による循環型社会の形成は、私たち市民一人ひとりが取り組むことができる地球温暖化対策の1つです。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、災害ごみ発生の影響を受けた令和元年度以降、減少傾向にあり、令和4年度においては679.4g/人・日となっております。

再生利用率については、令和4年度において26.2%となっており、目標値を上回り達成していますが、今後も継続していく必要があります。

基本目標Ⅲ

循環型社会・脱炭素社会を実現する
(地球温暖化対策実行計画・区域施策編)

施策方針

2

省エネ活動、
再生可能エネルギー導入の促進

●現状と課題

飯塚市の温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度をピークに減少傾向にあります。

しかしながら、脱炭素社会の実現にはさらなる温室効果ガス排出量削減が必要であり、市民一人ひとりの省エネルギー行動のほか、再生可能エネルギーや省エネ設備等を積極的かつ計画的に導入していく必要があります。

●主な取組内容

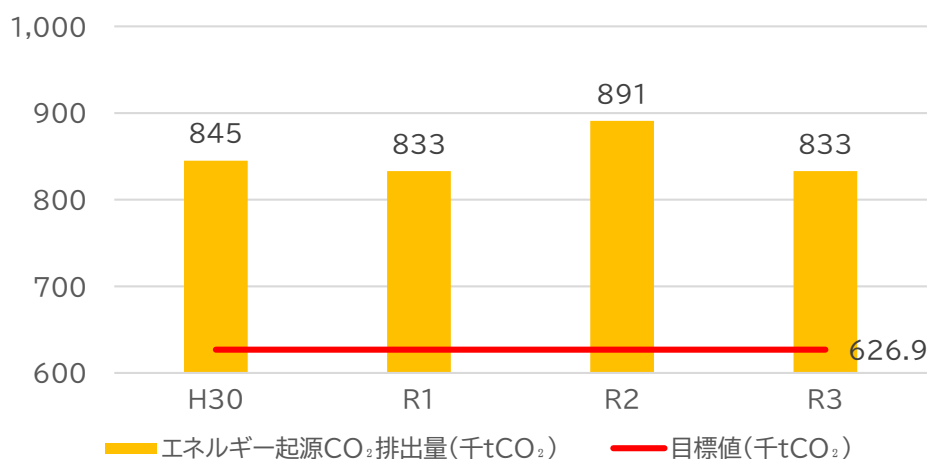
取組の方向性	事業内容	令和5年度実施内容
国民運動「COOL CHOICE」の推進	市民向け啓発事業の開催による省エネ行動の促進	
	「緑のカーテンエコプロジェクト」でのグリーンカーテンの普及など、地球温暖化防止に関する各種啓発事業を実施することにより、市民の温暖化防止活動への意識向上を図ります。	省エネ行動促進、再エネ導入普及を目的とした啓発事業を計4回実施し、昨年度を上回る延べ414名の参加者を得ました。
家庭や事業所、学校などへの省エネ・再生可能エネルギー設備の導入促進	公共施設における再生可能エネルギー利用の促進	
	第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進の一環として、市が所管する学校や公共施設における太陽光パネルの設置を促進します。	飯塚市総合体育館の新設の際に、太陽光発電設備(10kw)の導入を実施しました。
地産地消の推進(フードマイレージの低減)	地産地消の推進	
	飯塚市地産地消推進協議会へ補助金を交付し、地産地消拡大を推進する活動を支援します。	市内4校の小学校を対象とした農業体験の実施、各種イベントへの地元食材の提供を行うことで、食育及び地産地消の推進を図りました。



●評価指標の進捗状況

評価指標	基準値 (平成25年度値)	基準値 (平成30年度値)	現状値 (令和3年度値)	目標値 (令和12年度)
エネルギー起源 CO ₂ 排出量	1,173千tCO ₂	845千tCO ₂	833千tCO ₂	626.9千tCO ₂
基準年度からの 削減率	—	28.0%	29.0%	46.6%

エネルギー起源CO₂排出量



飯塚市内におけるエネルギー起源CO₂排出量は、市内の人口やその他活動量の減少等により減少傾向にあり、基準年である2013(平成25)年度と比較し、29%の削減率となっております。

温室効果ガスの削減目標である、『2030年度までの46%減(2013年度比)、2050年度までの実質排出量ゼロ』の実現には、市民一人ひとりの省エネルギー行動の促進に加え、市内における再生可能エネルギーによる発電設備や、エネルギー効率の良い省エネ設備の導入を進める必要があります。

また、家庭・業務部門での対策が進んでいる一方、産業・運輸部門での対策は遅れているといった本市の現状を踏まえ、部門ごとの追加的な方策を講じる必要があります。

重点施策

基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実現に向けた横断的取組
「教育・協働・連携の推進」

施策方針

1

情報発信手段の多様化



●現状と課題

近年では、スマートフォン等の普及によって情報発信・収集のデジタル化が大きく進展し、SNSなどの利用は多様な世代に浸透しています。

市民に向けて情報発信する手段も、多様化する情報媒体の長所や、利用者層の傾向を把握し、目的に適した情報発信手段を選択していくことが重要です。

●主な取組内容

取組の方向性	事業内容	令和5年度実施内容
多様な媒体による情報発信	広報いづかによる情報発信	
	毎月約47,000部の市報を発行し、自治会294カ所・公共施設・コンビニ・駅などで配布を行うほか、市ホームページやアプリ等へ掲載し、より多くの市民に情報提供を行います。	より多くの市民に広報紙を見ていただくために、自治会での全戸配布以外に、公共施設等への配布を行いました。また、LINE等での配信や、電子書籍サイトへの掲載を行いました。
ICTを活用した多様なコミュニケーション手段の導入	市公式ホームページの充実	
	ホームページの閲覧者に必要な情報を発信するために、各種コンテンツの管理、サイトの充実、端末セキュリティの確保を行います。	各課の相談に応じてページの作成支援を行うなど、市民の方が見やすいと感じるページ構築・管理を行いました。
ICTを活用した多様なコミュニケーション手段の導入	小中学校における情報機器の導入推進	
	学校の通信インフラや情報機器の維持管理を行い、円滑かつ効率的な情報教育、学校業務の環境整備を行います。	保守業者・ICT研究指導員とともに各学校を訪問し、通信障害やトラブルの情報を蓄積し、ネットワークの安定稼働を確保しました。また、学級編成等に応じ、通信インフラや情報機器の整備を行いました。

施策方針

2

多様な主体、多様な世代の交流・
連携の推進

●現状と課題

自治会への加入世帯の減少や、環境団体を牽引する人材の高齢化など、地域活動、コミュニティの維持・拡大が課題となっています。

市民、事業者、環境団体、学校、行政など、多様な主体・世代が環境保全活動に参画できるよう、コミュニティ形成の支援や、各主体同士のネットワークの構築が重要です。

●主な取組内容

取組の方向性	事業内容	令和5年度実施内容
	自治会への加入促進	
自治会・交流センターの活用による地域コミュニティの活性化	協働のまちづくりの根幹をなす自治会への加入を促進するため、自治会長が転居者等へ加入促進しやすい環境を整備します。	加入促進のための啓発ポスターやチラシ、のぼり旗の作成や、先進的に取り組む自治会に対して消耗品等(チラシ作成等)の支援や啓発活動を行いました。また、既存の啓発活動に加え、包括連携協定を締結する事業者を活用した新たな啓発活動を実施しました。
	環境に関する市民ワークショップの開催	
多様な主体、世代が気軽に情報交換できる場の創出支援	本市の環境施策の推進にあたって、市民参画によるマンパワーの確保、アイデアの創出を図るために、広く市民の参加を募る市民ワークショップを開催します。	市民ワークショップを4回開催し、計58名の様々な世代の参加者が意見交換を行う機会を提供しました。
環境保全団体などのネットワーク形成支援	また、このワークショップに参加する各環境団体にとって、ネットワークを広げる機会を提供します。	一方で、環境保全活動に取り組んでいる団体の参加は2団体に留まりました。環境団体同士のネットワークを広げる機会の提供のため、開催方法の検討を行う必要があります。

重点施策

基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実現に向けた横断的取組
「教育・協働・連携の推進」

施策方針

3

環境教育・環境学習の充実



●現状と課題

世界規模で拡大・複雑化していく環境問題を解決していくためには、市民一人ひとりが自ら学び、問題の本質を理解し、解決策を実行する力を身に付けていくことが重要です。

こうした人材を育てるための教育・学習・体験の場や機会を充実させるほか、将来の環境教育・学習を担う人材の育成も求められます。

●主な取組内容

取組の方向性	事業内容	令和5年度実施内容
エコ工房・コミュニティセンター、交流センターを活用した講座、セミナーイベントの拡充支援	エコ工房の利用促進	
	環境保全に関する情報発信・学習体験の場の提供を目的とした、『飯塚市リサイクルプラザ工房棟』において、環境教室やイベントを実施し、市民の利用促進に取り組めます。	169回/年の環境教室を開催し、1,298名が参加したほか、「エコ工房まつり」等のイベント開催においては、760名が参加し、ともに昨年度を上回る市民に環境保全に関する情報発信を行うことができました。
専門家による自然観察会の開催	自然体験プログラム「いいねん！」の開催	
	地元専門家の協力のもと、主に小学生とその親世代を対象とした、自然体験プログラムを開催し、自然環境保護意識の醸成を図ります。	自然体験プログラムを19回開催し、185名の市民が参加しました。(悪天候等の理由により、3回開催中止)
学校などにおける環境教育の推進	環境保全活動発表の実施	
	学校や団体等が日ごろから取り組んでいる環境保全活動を発表する『エコスタいづか』を開催し、環境保全活動の周知、環境保全意識の高揚を図ります。	計8校の小中学校が日ごろから取り組んでいる環境保全活動について、パネル展示による発表を行いました。

エコスタいいづかの開催について

飯塚市の各学校や団体が、日ごろから取り組んでいる環境保全活動について、情報共有を行う『エコスタいいづか』を開催しました。



学校・団体による環境保全活動発表のほか、飯塚市内の企業や団体の協力を得て、大人も子どもも楽しめる工作・体験ブースや、物販コーナーを設けたほか、協賛いただいた地元企業の商品が当たるお楽しみ抽選会を開催しました。

当日は、延べ約1,000名が来場し、環境保全意識啓発を行うことができました。



年次報告書作成

飯塚市 市民環境部 環境整備課



THE THIRD IIZUKA CITY ENVIRONMENT BASIC PLAN